

平成29年7月27日  
県民交流課 担当：高橋  
外線 076-225-1365  
内線 3816

## 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）としての認定について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のNPO法人を「認定NPO法人」として認定した。

平成24年4月1日に認定事務の所轄庁が国税庁長官から都道府県知事及び政令指定都市の長に移管されてから、石川県では8団体目の認定となる。

### 1 認定団体の概要

- ・名称 特定非営利活動法人 趣都金澤
- ・代表者 浦 淳
- ・事務所 金沢市下本多町6番丁40の1
- ・目的 この法人は、「日本一趣深い都市ー趣都・金澤の実現」をキーワードに、金沢の強みである「文化」を機軸とした市民主導のまちづくり事業や、提言の発信及び国内外の文化経済都市の研究を通し、金沢市及びその周辺の地域のまちづくりの推進や人材育成及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### 2 認定の有効期間

平成29年7月26日 ～ 平成34年7月25日（5年間）

#### (参考)

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、所轄庁がその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たしていると認めた法人をいい、法人への寄付や法人による収益事業について税制上優遇される制度。

平成24年4月1日からパブリック・サポート・テスト（広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準）などの認定要件が緩和された。